

平成21年 5月12日

各 位

会 社 名 日本トランスシティ株式会社
代表者名 取締役社長 小 林 長 久
(コード番号 9310 東証・名証第1部)
問合せ先 総務部長 伊 藤 豊 久
(TEL 059-353-5212)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第95回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1)「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)の施行に伴い、変更を行うものであります。
- ①決済合理化法附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、現行定款第7条(株券の発行)を削除し、併せて株券に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ②「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主および実質株主名簿に関する文言の削除および修正を行うものであります。
- ③株券喪失登録簿は、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置くこととされているため、付則に所要の規定を設けるものであります。
- (2)監査体制の充実強化を図るため、監査役の定員を現在の4名以内から5名以内に増員するものであります。
- (3)以上の変更に伴い、必要な規定および文言の加除、修正、条数の整備等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成21年6月26日(予定)
定款変更の効力発生日	平成21年6月26日(予定)

以 上

【別 紙】

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第6条 (省略) (株券の発行) <u>第7条 本会社は、株式に係る株券を発行する。</u> 第8条～第9条 (省略) (单元未満株券の不発行) <u>第10条 本会社は、第7条の規定にかかわらず、单元株式数に満たない株式(以下「单元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</u> <u>但し、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</u> (单元未満株式の買増し) 第11条 本会社の单元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第12条 (省略) (基 準 日) 第13条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。 (株主名簿管理人) 第14条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 <u>本会社の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、单元未満株式の買取り・買増し、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本会社に</u>	第1条～第6条 (現行どおり) (削除) 第7条～第8条 (現行どおり) (削除) (单元未満株式の買増し) 第9条 本会社の单元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。 第10条 (現行どおり) (基 準 日) 第11条 本会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、一定の日の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。 (株主名簿管理人) 第12条 本会社は、株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<u>においては、これを取り扱わない。</u> (株式取扱規程) 第15条 <u>本公司が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規程による。</u> 第16条～第31条 (省略) (監査役の定員) 第32条 本公司に、監査役<u>4</u>名以内を置く。 第33条～第43条 (省略) (新設)	(株式取扱規程) 第13条 <u>株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか取締役会で定める株式取扱規程による。</u> 第14条～第29条 (現行どおり) (監査役の定員) 第30条 本公司に、監査役<u>5</u>名以内を置く。 第31条～第41条 (現行どおり) <u>付 則</u> 第 1 条 <u>本公司の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、本公司においては取り扱わない。</u> 第 2 条 <u>本公司の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u> 第 3 条 <u>本付則第 1 条乃至本条は、平成 22 年 1 月 6 日をもってこれを削除する。</u>